

令和2年6月市議会定例会議案件名

- 議案第62号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 白河市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第64号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約について
- 議案第69号 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約について
- 議案第70号 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について
- 議案第71号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部変更について
- 議案第72号 動産の取得について
- 議案第73号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第74号 令和2年度白河市一般会計補正予算（第4号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 法人の経営状況について
- 報告第5号 令和元年度白河市継続費繰越しの報告について
- 報告第6号 令和元年度白河市繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第7号 令和元年度白河市事故繰越繰越しの報告について
- 報告第8号 令和元年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

令和2年6月市議会定例会議案要旨

- 議案第62号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民生活及び地域経済への影響に鑑み、市長、副市長及び教育委員会教育長の令和2年6月期の期末手当を減額し、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第63号 白河市税条例等の一部を改正する条例
地方税法等の一部改正に伴い、未婚のひとり親の所得控除を拡充するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第64号 白河市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、特別償却設備の新設等を行った者に対する固定資産税の減免対象期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第65号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免対象年度を延長するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第66号 白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第67号 白河市介護保険条例の一部を改正する条例
介護保険料の減免の申請期限について特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第68号 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約について
- 議案第69号 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約について
- 議案第70号 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について
- 議案第71号 小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部変更について
上4議案については、各工事の請負契約の締結又は一部変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第72号 動産の取得について
耐震改修後の本庁舎で使用する机等の備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第73号 損害賠償の額の決定及び和解について

南湖公園の管理瑕疵に伴う物損事故について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第74号 令和2年度白河市一般会計補正予算（第4号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は335,578千円増額となり、歳入歳出予算総額は38,363,137千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金273,527千円、県支出金50,349千円、繰入金10,902千円、諸収入800千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費46,361千円、民生費87,148千円、衛生費5,000千円、商工費10,600千円、土木費5,000千円、消防費4,808千円、教育費284,336千円をそれぞれ増額補正し、農林水産業費107,675千円を減額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

社会保障・税番号制度導入事業	47,489千円
介護予防・生活支援事業	6,362千円
児童扶養手当支給事業	80,786千円
農産物振興対策事業	4,186千円
商工業振興対策事業	6,600千円
公営住宅維持管理費	5,000千円
災害対策事業	4,808千円
ICT教育環境整備事業（小学校）	154,725千円
ICT教育環境整備事業（中学校）	84,161千円
文化創造推進事業	4,302千円

報告第3号 専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号 法人の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している白河地方土地開発公社、公益財団法人白河観光物産協会、株式会社ひがし振興公社及び一般社団法人産業サポート白河の経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。

報告第 5 号 令和元年度白河市継続費繰越しの報告について

庁舎耐震補強事業に係る継続費において、令和元年度内に支出が終わらなかったものがあるので、逡次繰り越して使用するため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 6 号 令和元年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和元年度白河市一般会計予算、令和元年度白河市公共下水道事業特別会計予算及び令和元年度白河市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和2年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 7 号 令和元年度白河市事故繰越繰越しの報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度白河市公共下水道事業特別会計予算の事故繰越に係る歳出予算の経費を令和2年度へ繰り越したので、事故繰越繰越計算書により議会に報告するものであります。

報告第 8 号 令和元年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和元年度白河市水道事業会計予算の経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるので、令和2年度へ繰り越して使用するため、同条第3項の規定により、繰越計算書により議会に報告するものであります。